

ID: 241

担当部署: 都市基盤部 下水道課

処分の概要	使用料等の免除の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市下水道条例施行規則 第20条		
例 規 番 号	平成13年規則第141号		
【根拠条文】 (使用料等の免除の中止又は取消し) 第20条 市長は、前条第4項に規定する通知を受けた者が免除の対象に該当しなくなった場合は免除の適用を中止し、虚偽の申請が判明したときは、直ちに免除を取消することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日